

こんにちは

日高町地域包括支援センター

です！

出張介護講座を開催します！！

★65歳以上の方を対象に、介護予防・認知症・介護保険サービス・成年後見制度などの講座を開催いたします。

★地域の集会所・公民館など、ご希望の場所に専門職(介護福祉士・保健師・社会福祉士など)が出張いたします。

「講座内容の一例…」

・転倒予防教室

家でも簡単にできる転倒予防の体操などをご紹介します。

・認知症について

認知症についての概要や認知症予防について紹介します。

・介護教室

オムツ交換・車いすへの移動介助の方法などを説明します。

・介護保険・介護保険外のサービスの説明

制度の内容やサービスの使い方などについて分かりやすく説明します。

・権利擁護について

成年後見制度や高齢者の権利について説明します。

・高齢者の健康づくりについて

感染症や熱中症の予防などについて分かりやすく説明します。



「こんな話が聞きたい！！」というご希望があれば下記までご連絡ください。

★費用は無料です。

★少人数グループ(10名程度)から町内であればどこへでも出張致します。

★シリーズでの開催も可能です。

お問い合わせ先：日高町地域包括支援センター

所在地：日高町高家626番地(日高町役場健康推進課内)

☎：63・3801

FAX：63・3846





お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

ただ今、「合同滞納
整理強化月間」です！

町税の納め忘れは
ございませんか？

町、県および和歌山地方税回収機構では11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、滞納税額縮減のため、差押えを行うなど協調して滞納整理に取り組めます。

まだ納付されていない方は、金融機関または税務課で早急に納付してください。

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓

口を開設しますので、ご利用ください。

日時 平成28年12月21日(水)
22日(木)
午後8時まで
場所 役場別館1階 税務課

町税は納付期限内に
納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

【納期限を過ぎても

納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ① 督促状の送付
- ② 電話や文書、直接訪問などに

よる納税の催告

- ③ 財産調査を実施
- ④ 預金、給与、不動産等の財産の差押え
- ⑤ 差押えた財産の公売・換価

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(菊池広士会長)が、町内中学生から募集していた平成28年度「税に関する中学生の標語」に227人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場玄関口に1年間掲出されます。

【受賞作品】

○「納めよう 心豊かに くらすため」

日高中3年 土屋 萌

○「税金は 社会を作る 人の義務」

日高中2年 前田美琴

○「ありがとう 暮らしを支える みんなの税」

日高中3年 崎山飛乃

【和歌山地方税回収機構とは】
機構は、滞納となった税金を回収するため、滞納者宅の捜索、不動産・預金・売掛金等の差押え・差押え財産の公売などの法的処分を行う組織です。本町でも毎年、滞納事案の引き継ぎを行っており、今後も税負担の公平性確保のため、積極的に活用していきます。